

独立行政法人福祉医療機構役員給与規程

(H15.10.1規程第6号)

平成22年12月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の役員（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(給与)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については俸給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(給与の支給日及び支給方法)

第3条 役員の給与（特別手当を除く。）は、当月分を毎月15日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。）に支給する。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。

2 役員の給与は、通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は別に定めるところがあるときは、通貨以外のもので支払い、又は給与の一部を控除して支払うことができる。

(俸給)

第4条 役員の俸給の月額は、次の各号とする。

(1) 理事長 919,000円

(2) 理事 828,000円

(3) 監事 725,000円

2 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。

3 役員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

4 前2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

5 役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

(特別調整手当)

第5条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて、役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額を、俸給に100分の12を乗じて得た額とする。

3 特別調整手当の支給方法については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(特別手当)

第7条 特別手当は、期末手当及び奨励手当とする。

2 期末手当は、6月1日、12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（以下第4項、次条及び第9条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解任され、又は死亡した役員については別に定める場合を除き同様とする。

3 期末手当の額は、役員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の75を乗じて得た額に基準日以

前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 4 奨励手当は、基準日にそれぞれ在職する役員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の職務実績等に応じて、支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解任され、又は死亡した役員については別に定める場合を除き同様とする。
- 5 奨励手当の額は、基礎額に別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、機構が支給する奨励手当の額の総額は、奨励手当基礎額に100分の75を乗じて得た額を超えてはならない。
- 6 理事長は、前項の規定による奨励手当の額について、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。
- 7 基準日以前6箇月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて役員となった者については、その者の国家公務員として引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 8 基準日以前に引き続き国家公務員となるため退職した役員に対しては、第2項及び第4項の規定にかかわらず、期末手当及び奨励手当は支給しない。

第8条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項第2号又は第3項の規定により解任されたもの
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第9条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
第10条 前2条の規定は、第7条第4項の規定による奨励手当の支給について準用する。この場合において、第8条中「前条第2項」とあるのは「第7条第4項」と読み替えるものとする。

(非常勤役員手当)

第11条 非常勤監事の非常勤役員手当の額は、月額375,000円とする。

2 非常勤役員手当の支給日及び支給方法については、第3条及び第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から実施する。

2 実施日の前日において、社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）の役員であった者で、引き続き機構の役員となった者の在職期間の算定については、事業団の役員であった期間を機構の在職期間とみなす。

附 則

1 この改正は、平成15年11月1日から実施する。

2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、本改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）の役員であった者で引き続き機構の役員となった者にあつては、平成15年4月1日において事業団の役員として受けるべき俸給、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額（機構設立後に役員となった者にあつては新たに役員となった日において受けるべき俸給、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額）に100分の1.07を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から10月までの月数（同年4月1日から実施日の前日までの期間において、事業団または機構の役員として在職しなかった期間がある場合は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に事業団の役員として支給された期末手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年6月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

1 この改正は、平成17年12月1日から実施する。

2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成17年4月1日において機構の役員として受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額（平成17年4月1日以降に役員となった者にあつては新たに役員となった日において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額）に100分の0.36を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から11月までの月数（同年4月1日から実施日の前日までの期間において、機構の役員として在職しなかった期間がある場合は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に機構の役員として支給された期末手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これ

を切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成21年6月1日から実施する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び奨励手当に関する第7条第3項及び第5項の規定の適用については、第7条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第5項中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則

- 1 この改正は、平成21年12月1日から実施する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成21年4月1日において機構の役員として受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額（平成21年4月1日以降に役員となった者にあつては新たに役員となった日において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額）に100分の0.24を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から11月までの月数（同年4月1日から実施日の前日までの期間において、機構の役員として在職しなかった期間がある場合は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成21年6月に機構の役員として支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
- 3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この改正は、平成22年12月1日から実施する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成22年4月1日において機構の役員として受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額（平成22年4月1日以降に役員となった者にあつては新たに役員となった日において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額）に100分の0.28を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から11月までの月数を乗じて得た額
 - (2) 平成22年6月に機構の役員として支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
- 3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。